

第百六十三回国会 参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成十七年十月二十七日(木曜日)

午前十時二分開会

委員の異動

十月二十五日

辞任

白 眞勲君

十月二十六日

辞任

下田 敦子君

補欠選任

下田 敦子君

補欠選任

白 眞勲君

出席者は左のとおり。

委員長

林 芳正君

理事

浅野 勝人君

三浦 一水君

山本 一太君

榛葉賀津也君

柳田 稔君

委員

愛知 治郎君

岡田 直樹君

櫻井 新君

谷川 秀善君

福島啓史郎君

山谷えり子君

浅尾慶一郎君

犬塚 直史君

今泉 昭君

佐藤 道夫君

白 眞勲君

荒木 清寛君

澤 雄二君

緒方 靖夫君

大田 昌秀君

國務大臣

國務大臣
(防衛庁長官)

大野 功統君

副大臣

防衛庁副長官

今津 寛君

大臣政務官

防衛庁長官政務官

愛知 治郎君

事務局側

外務大臣政務官

福島啓史郎君

常任委員会専門員

泊 秀行君

政府参考人

防衛庁防衛参事官

西山 正徳君

防衛庁防衛局長

大古 和雄君

防衛庁運用局長

山崎信之郎君

防衛庁人事教育局長

飯原 一樹君

外務大臣官房審議官

高田 稔久君

外務省北米局長

河相 周夫君

外務省欧州局長

原田 親仁君

外務省経済協力局長

佐藤 重和君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○核兵器廃絶に関する請願(第一五八号外一六件)

○核兵器の廃絶に関する請願(第一六八号外六件)

○核兵器廃絶条約の締結等に関する請願(第二二八号)

○核兵器廃絶条約締結等に関する請願(第二八三号外八件)

○核兵器廃絶条約の締結促進に関する請願(第三六一号)

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(林芳正君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として防衛庁防衛参事官西山正徳君外七名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅野勝人君 長官、明日2プラス2に御出発と聞いております。御苦労までございます。

十月末を予定していると言われていた2プラス2が予定どおり開かれるかどうか、在日米軍の再編問題が進展したかどうかを推し測る上で重要な目安でした。

目玉は三つ。普天間の移転先、在沖海兵隊司令部のグアム移転、厚木のF18の岩国への移転。首脳会談を前にばらすわけにはいかない点が多いでしょうけれども、三点セットについてぎりぎりの答弁を求めます。

まず、普天間の問題と海兵隊司令部のグアム移転の沖縄マターはパッケージなんでしょうけれども、どうなりましたでしょうか。

○國務大臣(大野功統君) まず、今回のアメリカとの協議でございますけれども、昨日、おかげさまで大筋について合意いたしました。しかしながら、これは今週二十九日、土曜日、ワシントンで開かれます2プラス2で正式に合意される予定のものでございます。したがって、今私の方からそういう御理解の下で、つまり正式に、公式に生まれてくるのは二十九日である、生まれてくる前のものを概要を説明責任を果たすという意味で申し上げるという意味で御理解をちょうだいしたいと思ひます。

第一に、我々が協議しておりますのは、一つはアメリカと日本の防衛のための、安全保障のための在り方の問題、言わばトランスフォーメーションと言われていた変革の問題であります。これと同時に、その変革を支える米軍の基地の再配置、この方はリライメントと言わせていただきますけれども、両方の問題を議論して、両方とも大筋について協議したと。そこで、米軍の再配置の問題を含めてすべてがワンパッケージであると、どれが欠けても合意は成り立たない、全体の合意は成り立たない、こういう理解でございます。

そこで、お尋ねの普天間と海兵隊の撤退の問題でございます。普天間につきましては、大浦湾からキャンブ・シユワブ南の沿岸部、つまり日本側で作成いたしました、防衛庁が作りまして日本側として提案いたしました案に対して、アメリカ側は実現可能である、実際にこれを行ってこれという期待と、やはりもう一つ大きな問題として日米の良好な関係を維持していきたい、それから小泉総理とブッシュ大統領との良好な関係を維持していきたい、こういう二つの観点からア

メリカ側は日本の案に合意したわけでございます。

同時に、海兵隊の方でございますが、グアムへ数千人規模で移転すると、こういうことでございます。具体的に何人ということは答弁を控えておきたいと思いますが、数千人規模で移転するということでございます。

○浅野勝人君 この時点でざりざりのお答えをいただいたと、長官の国民に対する、こをできるだけ知らせておきたいという誠意を評価します。

日米間の合意は私は何とかなっていくだろうと思っております。日米間の合意よりも沖縄県及び地元との話し合いの方がより困難で重要でございます。

○国務大臣(大野功統君) 私、昨日、日米間で大筋、内々に合意した後、すぐ沖縄県の知事さんにも電話をさせていただきました。

知事さんの方からは厳しい反応がございましたけれども、私は、今回の再編成の意義を御理解願いたい、それから我々としても、先ほども申し上げました海兵隊の数の削減問題、基地の整理統合問題、そして何となく沖縄の美しい環境を破壊したくない、この思いがあつて、それに安全の問題、騒音の問題、いろんな切り口を総合的に考えてアメリカとの話に臨んで、今日大筋の内々の合意ができたんだ、どうぞ御理解、御協力をお願いしたい、誠心誠意お願いをさせていただきます。

大変厳しいものがあると思います。厳しいものがあると思いますが、やはり新しい日米関係を開くために、地元皆様の御協力をお願い申し上げますとともに、先生方の、委員の皆様方の御理解、御協力を同時にお願い申し上げます。

○浅野勝人君 沖縄の人々の気持ちと、今後の在沖米軍基地とかかわりの長い歴史の中で一つの大きな節目でありましょうから、防衛庁、防衛施設庁、自衛隊挙げてこの問題と誠心誠意の取組をしていただきたいと、重ねて要請をさせていただきます。それから、キティ・ホークの艦載機のうち、戦

闘機F18数十機を岩国の沖合滑走路の完成を待つてこれは厚木から移すというのは、これは本決まりですか。

○国務大臣(大野功統君) そういう方向のあらあらとした合意をいたしております。

○浅野勝人君 給与法案の審議でありますから給与に触れますけれども、先ほど理事会で今津副長官から大筋事件の防止策について説明をいただきました。副長官の御努力を多量にいたします。

大筋事件で黒星続きの中で、防衛施設庁の善戦がちょっと目立っております。在日米軍施設と区域の返還にかなりの成果を上げており、交渉中の佐世保の一部返還が実現しますと、今年になってから六十ヘクタール余りの返還が決まります。

民間会社ならべを考えるとところですが、この財政事情ですからそういうわけにもまいりません。十七年度はほぼ現状維持ですが、十八年度に公務員給与の抜本改正を政府は目指しておりますから、防衛庁職員、自衛官も四・二%から五・九%という大幅な引下げが予定されております。

これまでの調整手当に代わって十八年度に新設される地域手当は、民間賃金と同じ水準に合わせることを目的にしているわけですね。そうしますと、民が高い東京など大都市は引下げ額が事実上補てんされますが、逆に官の方が高い地方に勤務している人にとっては引き下げられる。おしなべて割を食うのは地方勤務の職員、自衛官の方々という結果となって、不公平だなという感が否めません。

特に、防衛庁・自衛隊は、リーダーサイトや監視所などはへき地、辺地の勤務が極めて重要でして、ほかの省庁とはちよつと事情が違うという側面があるように存じます。こんな賃金体系をぎりぎり進めていきますと、大事なへき地、辺地への勤務、行くのは嫌だよということになりかねません。

人事院勧告の許容の範囲で、実態に即した工夫が要りませんか。

○政府参考人(飯原一樹君) 御指摘のとおり、今

般、人事院の地域手当制度の導入に伴いまして、自衛官の俸給表につきましても一〇〇%地域手当の導入ということで決断をしたわけでございます。

考え方は、正に従前は、当初は調整手当分を全国に均等配分をしていたということでございますが、やはり自衛官も、勤務は、国防、国の安全を守り、また国家公務員として勤務をしているわけである意味では、生活をするという意味では正にその地域で生活をしているということでございます。まして、いろいろ長年の実績から、例えば都市部の自衛官については、ほかの公務員よりはその分低くなるわけですから若干の不公平ではないかという観念も出ます。逆に、地域の、地方の自衛官は、むしろ地域の方の賃金より高いと、こういうことになります。

募集の点にもそういうことが影響するということとで、平成四年から徐々に、現在の調整手当を導入する方向で徐々に制度化をしてきたわけですが、今般一〇〇%地域手当を導入することにいたしました。そのことが、それはむしろ考え方として、地域の中にある自衛官として地域の生活水準の平均をいくような制度にするということ、このことがいわゆる士気に影響するということはないというふうに考えております。

○浅野勝人君 今、高い低いと局長が言ったことは、民間賃金に比べて高い低いと言っているんです。だから、都市部は低くて地方は高いというの、民間に比べるとそうであるから、都市部は補てんをしないと水準が合わないし、地方は引き下げないと水準が民間と合わないよということ、を別の言葉でおっしゃったんだと私は理解をいたしました。

そうすると、引き下げられる地域、今のまま同じ水準を維持する地域、事実上補てんして現状のままの形を取る地域が全国それぞれ出てくることになると思いますが、つまるところ、防衛庁・自衛隊の給与はトータルで幾ら削減されるんですか、されないんですか。

○政府参考人(飯原一樹君) これは制度が徐々に、現給保障という制度がございまして、徐々に導入されるということもございまして、現在、制度が完全に導入されたという状態を想定いたしますと、給与で四百億円のいわゆる削減効果がございします。

○浅野勝人君 予算編成の中で小さな数字ではないと思ひます。全国、よくその数字と実態を見比べながら、地方、とりわけリーダーサイトや監視所で厳しい生活環境の中で頑張っている方々がどうも割食つちやっているなという気持ちにならないように、その辺りの十分な気配りを要請をさせていただきます。

最後になりますが、長官ね、これまで自衛官が退職するときには一階級昇進、昇給させて退職金にも最後の給与を跳ね返らせているんですね。だから、退職金が幾らか上がるんですね。今回のこの法案を見ますと、昇進はさせるけれども退職金は引き上げないということに改定しております。肉体的に限界があつて定年が早い自衛官には、どうですかね、退職後勲章がもらいやすいというだけ、名誉だけというのはどうでしょうか。従来のやり方がもし誤解を受けるとしたら、知恵を出す必要がありはしないかなという気もいたします。

長官の感想を伺つて、終わります。

○国務大臣(大野功統君) 一生懸命国の守りのために頑張っている自衛官に対する温かいお励ましのお言葉と感謝申し上げます。

ただ、給与というのはやはり国民の目から見ても分かりやすい透明なものでないといけない。したがって、今、浅野先生自らおっしゃっていたいただきましたように、自衛官、国の守りのために一生懸命頑張ってきたんだ、そしてそのために自分はこの階級で退官するんだと、こういう誇りというの、私は大切にしていかなきゃいけないと思っております。

そしてまた、若くして退職する自衛官には、就職のあっせん、これは真剣に取り組んでいかな

きやいけないと思います。だからといって、退職
間際に昇任をして、そして退職金も増やしていく、
こういうやり方は私は反省してやめていかなきゃ
いけない、こういう気持ちで我々取り組んでいる
ところでございます。

温かいお励ましありがとうございます。

○浅野勝人君 終わります。

○樺葉賀津也君 民主党・新緑風会の樺葉賀津也
でございます。

防衛庁職員給与法について質問をしますが、そ
の前に、先ほど浅野理事からも御質問のありまし
た米軍普天飛行場の移設先に関する問題並びに
ロシアの問題について冒頭質問をさせていただき
たいと思います。

まず、沖縄問題でございますが、先ほど浅野理
事がおっしゃったように、これまで自治体はオー
ケーというようなカラーも出していらつしやっ
て、その中で住民が反対をしているという構図も
あったわけですが、この移設の問題、様々
な紆余曲折、SACOの最終報告から九年がたっ
て、普天間の返還が決定され九年ということでは
今日まで様々な議論があり、またこの協議につ
きましても様々な紆余曲折がありました。

私、関係者に対してはこれはきちっと感謝を申
し上げたいというふうに思います。これまでの御
努力に敬意を表したいと思いますが、報道では、
沖縄県には報告もしていないし、妥協の産物だと、
十一月中旬のブッシュ大統領訪日のための紙の上
の合意ではないというような厳しい評価もある
んですが、私は、防衛庁長官の言葉をかりれば、
讃岐うどんの粘り腰で交渉されたということで
ございますが、私は一定の評価をしたと思います。

普天間の返還が更に遅れるということがあって
はなりませんし、さはさりながら、先ほど理事も
おっしゃったように、地元沖縄県の理解がこれ絶
対に不可欠なんです。来年一月には地元の名護
市でも市長選挙が行われると。この地元の事情も
大分複雑になってきています。地方分権ですか
ら一々地方の選挙のことには私はここではあえて

申し上げませんが、地元の対応、地元の御理解と
いうものが大変大事になってくる。

そこで、長官にまず一点伺いたいのは、こ
この部分を説得させるような具体的な材料とい
いますか、地元に対するそういった材料をお持ち
なんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 地元の御理解、御協力
というのは、本当に我々の防衛問題、自衛隊の基
地であれ米軍の基地であれ、日本の安全保障のた
めに大事なことでございます。

地元を説得のための材料を持っているか。私は
それは、あえてこういう言い方で恐縮ですが、我々
の誠心誠意、そして同じ目線で話していく、地元
のことを理解しながら話合いをやっていく、これ
が一番だと思っております。

○樺葉賀津也君 移設のスケジュールというものは
まだ公表されていないと思うんですが、仮に御
地元の理解が得られたと想定をいたしまして、こ
れどれくらいの時間が掛かると長官は想定をされ
ていますか。

○国務大臣(大野功統君) 移設の期間について
は、まだ日米間では全く話し合っておりません。
ただ、これは十月末に2プラス2をワシントンで
やりまして、大筋についての、米軍再編成の大筋
について合意がありましたら、その後スケジュ
ールをどういうふうに進んでいくのか、こういう話
になると思います。

当初、短い期間でできるのかなと思っていまし
たけれども、やっぱり移設の期間というのは大変、
樺葉先生御指摘のとおり、地元と話し合いながら、
そしてどういうふうに進んでいったらいいのか慎
重に検討していかなきゃいけない、そういうこと
で、恐ろしくかなりの時間が掛かるのではないかと
思っています。数か月掛けて三月中にでも最終報
告の中に移設の期間も入れて議論して最終報告を
作っていきなさい、こういう思いでございます。

○樺葉賀津也君 この新しい滑走路並びに待機場
を含む予定地域の使用の権限は現在では県知事に
あるということで、これを国に移管するための特措

法を制定する用意もあるというような新聞報道が
今朝の日経新聞にも載っているわけでございます
が、これについて長官の御意見はどのようになっ
ていますでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 私は、そのようなこと
は全く考えておりません。まず地元にお願ひして、
誠心誠意お願いを申し上げて地元の御理解を得る
ことが一番、これから出発しなきゃいけないと思
っております。

○樺葉賀津也君 今週末の2プラス2の議論に期
待をしたいというふうに思いますので、是非、大
臣、頑張ってください。

それでは、次に日ロ関係について伺いたい
と思いますが、本日は外務大臣が大変御多忙であ
るということで、私どもも大臣の委員会への出席
を御遠慮するということを了承させていただきま
す。今日は局長に来ていただいていると思うん
ですが、また谷川先生にも答弁をしていただき
たいというふうに思います。

来月二十日にブーチン来日が予定されていると
いう中で、その二か月前に当たる先月の二十七日
のテレビ会見でブーチンが意図的に北方領土問題
を冒頭に引き上げて、このロシアの法的正当
性を強調している、そういう報道があると。また、
昨今の様々な日ロ問題の専門家並びに政治家、
ジャーナリストの発言を見ますと、今までロ
シアに見られなかった対日の主張であるとか論調
というのが、私、極めて目立ってきているなとい
うふうに実は心配をしております。

例えば、グリズロフ下院議長等が意図的に中国
が使っている数字を出しましてこんなことを言っ
ているんですよ。大戦中に中国人三千五百万人が
犠牲になったと、日本が北方領土を失ったのは近
隣諸国への侵略に対する処罰だというふうなこと
を言っている。また、日本におなじみのガルージ
ン公使も、「国際生活」というロシアの雑誌で、日
本はソ連を侵略者に仕立て上げ、罪のない被害者
のように振る舞っている、日本の歴史認識の誤り
が日ロ関係の冷却化の原因というふうに強調され

ていると。

それだけではなくて、ありとあらゆる方々がこ
ういった主張を昨今繰り広げておりまして、私は
人工的なこの反日運動というのがあるのかなとい
うふうに思っているんですが、この今までにな
かった、さきの大戦の、今まで中国や韓国や北朝
鮮が主張されていたような論拠で日本を責め、ま
たそれによって北方領土の所有権を正当化してい
ると。こういった風潮、今までなかったと思うん
ですが、この人工的な反日運動の背景というのは
局長はどのように御認識ですか。

○政府参考人(原田親仁君) ただいま先生御指摘
のように、本年、ロシアの政府要人あるいはその
他ロシアの関係者から日本の北方領土問題に関連
して非常に厳しい発言が続いていることは事実で
ございます。

その背景でございますけれども、今年は特に、
ロシアの国内では、原油高に支えられた好調な経
済、それから戦後六十周年を契機としましてロシ
ア国民一般に自信の回復や世論の高揚が見られま
す。これは全般的な雰囲気としてございます。

そういった国内の雰囲気を含め、対外政策全般に
おいてロシアが自らの原則的立場を強く打ち出
す、主張するという姿勢が見られます。これは日
本との関係においては北方領土問題がそういうこ
とでございまして、例えばバルト三国との
関係においても国境画定条約の絡みで非常に厳し
い姿勢を今年になって打ち出しているというこ
とでございまして、日本だけをターゲットにして
いるというわけでは必ずしもないということでは
ございます。

と同時に申し上げなきゃいけないのは、今年七
月のグレンイーグルズ・サミットの際の日ロ首脳
会談におきましては、ブーチン大統領は、幅広い
分野の日ロ協力を一層進めるとともに、平和条約
問題につきもしっかり取り組んでいくというこ
とを確認しましたし、また、昨年十一月のロシア
のテレビにおけるラブロフ外相の発言に見られる

ように、ロシア側としても日本との関係が重要であり、そのために平和条約の締結が必要であると認識を示しております。

ロシア側は、領土問題については先ほど申し上げたような状況でございますが、二〇〇三年の小泉総理訪ロの際に採択された日ロ行動計画に基づいて幅広い分野で日本との関係を詰めようということは、そういう姿勢はいろいろな形で我々としても感じているところでございます。

○樺葉賀津也君 全体像はそれで分かるんですが、私が聞いたのは、今まで、ガルージンさんがおっしゃっているような、この北方領土占領が日本のアジア侵略政策の帰結であるというような論調は今までなかったんですね、ロシア側に。それが、このタイミングに来てこのような発言が出るという、その背景は何ですかということを聞いています。

○政府参考人(原田親仁君) 繰り返しになりますけれども、先ほど触れましたけれども、今年は戦後六十周年ということで、ロシアは自らを戦勝国と位置付けて、ロシア国民一般にもそのような雰囲気、先ほど申し上げたように世論の高揚があるということが一つの背景というふうに考えております。

○樺葉賀津也君 世論の高揚、そしてGDP七%以上の経済成長をここ数年続けているロシアということは分からないでもないんですが、この大きな絵としては、中国とロシアが政治、経済、軍事的にも接近してきていると。日中関係が悪化するほど日中関係の価値、この関係の価値というものが上がってきていると。その影響としてパイプラインであるとか、無論、北方領土の問題であるとか、日本が不利な立場に立たされやすくなっているという大きな構図が見えるわけでございますが、他方、ロシアの国民感情というのは決して日本には悪くない。日本におりますと、どうしても中ロの関係がクローズアップされ、パイプラインや領土問題、中ロ関係を強化して、また国連安保理の問題もあり、日本がアイソレートされている

んじゃないかというような論調も報道であるんですが、ロシアの現場を見ますと、非常にロシア国民の、日本ブームというものもあるんじゃないけれども、日本に対する理解は高まっていると。

ある報道によりますと、民間調査機関の国際社会学調査センターというところがロシアで世論調査をやった場合、日本が好きだと答えたのは三七%で、フランス、ドイツに次いで三位。嫌いというのは三%しかないんですね。じゃ、中国どうかという、中国を競争相手とみなしているのが四七%もありまして、中国を友好国だと答えたのはたった七%しかないという、この大きな政治での戦略と実際のロシアの国民感情とは大分ねじれている。北方領土を日本に返すべきだという人も実は非常に多くロシアの中にもいるという数字も私はお伺いしているんですが。

プーチン来日まで一か月を切りました。今恐らく様々な交渉がなされているとは思いますが、こういった政治的な流れと現場の温度差を考えると、日本の対ロ戦略、この力点というのは局長的にはどの辺に置いていくつもりですか。

○政府参考人(原田親仁君) 対ロ外交でございまして、日ロ関係の最大の懸念は何と云っても平和条約締結問題でございます。政府としては、従来から一貫しまして、我が国固有の領土である四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するといった基本方針の下で粘り強く交渉を進めてきているわけでございます。と同時に、日ロ行動計画に基づきまして、幅広い分野での両国間の協力も進めてきております。国際問題を見ましても、国際テロ、越境犯罪、エネルギー安全保障など、国境を接する国家間での緊密な調整を要する課題が顕在化しております。北東アジア地域だけ見ましても、北朝鮮の核開発問題など、日ロ間でも緊密に協力すべき問題があると思っております。そういったことで、先ほど先生がおっしゃいましたように、プーチン大統領は十一月二十日から二十二日まで訪日する予定になっておりますけれども、以上、私が申し上げたことを踏まえまして、

首脳レベルで濃密な、密度の高い会談を行っている。プーチン大統領訪日後の両国関係の進展につなげていきたいと考えております。

また、先ほど御指摘のありましたロシアの世論、国民の日本に対する良好なイメージについても、そこら辺はひとつ日本政府としてもよく考慮して、広報等の面で力を入れていかなければならない、そういう分野であろうと考えております。

○樺葉賀津也君 局長はもうロシアの専門家です。ですから釈迦に説法ですが、野党を長くやっていてどうしても悲観的に物事を見る習性が付くんですが、それではいけないと思っております。確かにモメンタムは失われている中なんです。これ非常に大事なタイミング、トヨタ自動車の例もあるように、日本の投資であるとか貿易が非常にロシアで伸びているという要素もあります。また大きな枠組みでは、ロシア全体の外交がいわゆる西欧主義からユーラシア主義といいますが、アジア外交を重視してきているという流れもあります。

プーチンも二期目に入りまして、中ロ間の国境問題にもあるように、これ国境問題を何とかしなきゃというスピード感も私は見えてきていると思いますので、決して悪い要素ばかりではない。これは非常に、今度の十一月の来日という問題は、私は今後の日ロ問題を考える場合、一つの大きなキーポイントになると思っておりますので、是非実りある外交を続けていただきたいということを期待申し上げたいと思います。

ロシア問題は以上でございます。どうもありがとうございます。続きまして、本題であります防衛庁の職員給与法について質問をしたいと思います。これはそもそもやっぱり自衛官の俸給というものはどうあるべきかという私はそもそも論だと思っております。が、衆議院の渡辺周委員の質問でもありましたように、様々な特殊勤務手当というのがございまして、私は、揚げ足取るように一つ一つ、これおかし

いんじゃないか、どうだということはいませんが、非常にユニークな特殊勤務手当があるのも事実でございます。これがやはり国民の皆様にとりまして違和感のあるものであつてはならないではないかというふうに考えております。例えば、渡辺委員もおっしゃっているんですが、小笠原手当てというのがありまして、これ小笠原が暑いという特殊の気候風土があるからこの手当が付くんだと。比較的、非常に主観的な理由でこの手当が付いているものがあるんですね。

これは私も敬意を表しているんですが、二年前、鳥インフルエンザの際も大変防衛庁の方々に御尽力を賜りました。予想外のこういった事件も起るわけですが、この際は災害派遣手当で対応されたというふうに私は記憶をしているんですが、今ある中でも非常にたくさんの特典勤務手当があるんですが、これをどのように長官からいたしますと、また防衛庁からいたしますと見直していくというお考えなんですか。

○政府参考人(飯原一樹君) 今御指摘のとおり、衆議院の方でも御議論があったところでございまして、防衛庁といたしましては、平成十五年度から特殊勤務手当の見直しに着手しております。見直しに当たりましては、支給実績を見てそれがどうであるか、極めて低いものがないかどうか、それから、正に御指摘のとおり、技術の進歩であるとか社会情勢の変化によりまして特殊性が薄れているようなものがあるのではないかということ、十分認識しながら、支給実績等の精査に努めて所要の検討を行っているところでございます。

ちなみに、平成十四年度には二十四種類特殊勤務手当がございましたが、廃止したり統合したりしまして、平成十九年度末までには十七種類に整理統合する予定でございますが、引き続き整理統合の検討は続けていく所存でございます。

○樺葉賀津也君 平成十八年度に廃止が予定されている坑内作業手当であるとか、機関部作業手当、これは平成二十年度に廃止を予定されているということなんですが、やはりこの手当の見直しの際

には是非丁寧な説明を、私、国民に対してするべきだと思ふですね。そうすることによつて、やはり国民に理解をされて、頼られる自衛隊になつていくというふうに思ひますので、是非この点もしっかりと説明をしていただきたいと思ひますが、その点について。

○政府参考人(飯原一樹君) 御指摘のとおりだと思つております。また、委員会御質疑等がございましたときには、できる限りの説明をさせていただきますと思つております。

○樺葉賀津也君 次に、防衛参事官等俸給表について伺ひをしたいと思います。内局の幹部クラスは他省庁の幹部クラスとも違つて、また内局の部下とも違つたという事で防衛参事官等俸給表が使われてきたということなんです、その理由は一体何なんでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) 正に、参事官等俸給表が防衛庁の独自のものです。

経緯的には、参事官等、部員、書記官、それから参事官でございますが、これは常時勤務体制にある自衛官と一体となつて長官を補佐する者であるという考え方から自衛官に近い考え方を取つて、つまり、端的に申し上げると、超過勤務手当という概念がない、財源的には超過勤務手当を本俸の中に繰り入れた形を取つた俸給表でございます。

ちよつと付言をさせていただきますと、ただ他方で、実はその勤務の内容的には正に国会に対する対応であるとか、ほかの霞が関の省庁と同じような業務をしているところもあるわけでございます。結局何が起きているかといふと、課長職の職員については、一般の課長、霞が関の省庁ですと二五%の管理職手当が付くわけですが、防衛庁の課長の場合には、元々超過勤務手当が入つていて、そのベースが高くなつてしまひます。それに二五%乗るとオーバー、何といひますか、給料が高くなつてしまひますので、結局、逆算をしまして、年収ベースではほかの霞が関の他省庁一般職の課長職と同じような、年収が同じようにな

るような管理職手当を支給するとか、それから、同じように、防衛庁の内局の中で勤務の繁閑がどうしても季節的に部署的に出るんですが、超過勤務手当が制度がないので、全く本俸の中に均一に組み込まれた超過勤務手当が支給される格好になつてゐるのかですね。

そういった、それから、実は余りケースないんですが、例えば課長で退職しますと、普通は、普通の省庁ですと、一般職の本俸に何か月という退職手当出るんですが、防衛庁の場合ですと、参事官等は給与のベース高いんで、同じ年限の課長が退職すると、実は防衛庁の書記官で退職する課長の方が退職金も高くなると、こういった実は技術的な不都合がございました。そこで、実は来年度予算要求では、参事官等俸給表を廃止をして、これについては一般職と同じような形の俸給制度を適用するという前提で十八年度の予算要求をしていくところでございます。

○樺葉賀津也君 それ、他省庁との関係では説明付くと思ふんですが、内部的には、例えば上司が残業すれば部下も残業するようないふこともあると思ふんですが、その内部的な説明というのが、そこ、もう少ししていただきたいことですね。これ、防衛施設庁の職員は幹部も一般職も同じ俸給表でございますよね、この行政職俸給表ということなんですが、これについての説明はどうなるんでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) これも経緯的なところもあるんですが、実は、先ほど申しましたとおり、参事官等は内局の職員、幹部職員は自衛官と一体となつて常時勤務体制にあると、こういう考え方で申しましたが、防衛施設庁の場合はまた別の外局になつておりまして、自衛官との一体性が内局の職員と比べて薄いという考え方の下に、原則として一般職の俸給表を、他省庁と同じ俸給表を適用するというのが経緯でございます。

○樺葉賀津也君 次に、退職時の特別昇任制度について伺ひをしたいんですが、自衛官は警察官や海上保安官とは違つて階級別の給与制度を取つ

てゐるということなんですが、これまでは退職時に一階級昇進すると。これで俸給月額が増額をしたということ、自動的の増額を、退職手当もですね、自動的に増額をしていたんですが、これが数字で見ますと、一人平均三十五万円、報道ですが一年間で十七億という数字になつてゐたという事で、今回の改正は、特別昇任制度自体は残すんだけれども、このお金の部分、つまり俸給金額はそのまゝというふうに変更をされて、先ほども浅野理事がおつしやつていましたが、正に武士は食わねど高うじという話になるんだと思ひますが、この制度そのものが設立されたその経緯といふことが理念といふものの、これはどんなものがあつたんでしょうか。

○政府参考人(飯原一樹君) この制度自体は実は保安庁時代から存在をいたしております。それで、正確な資料がなくて制度の詳細、必ずしも明らかでないんですが、旧軍の時代にもこういった制度があつたというふうな認識をいたしております。また、諸外国、いろいろ現在調査をしておりますが、退職時に特別昇任をするフランスとかイタリアなどは同じような特別昇任の制度があるというふうに取りあへずの報告を受けております。

そこで、もう一つその背景ですが、一般の諸外国の軍隊の場合は、退職後も、実は将軍で退職すると一生ジェネラルと呼ばれると、それから大佐で退職すると一生カーネルあるいはキャプテンと呼ばれる。こういった世界、軍の文化がありまして、そこは、最終のポストの功績に応じて一階級上げて、それを生涯のタイトルにするという考え方が国際的にある国もある。そういうタイトルが付いて回るということと逆インセンティブにして制度を運用しているということだと思つております。

○樺葉賀津也君 この特別昇任制度の経緯を聞いても、この自衛官の俸給というものは私は多分に名譽的なものがあると思ふんです。自衛官のプライド、これはとても大事なことで、ピジネスマンでもなければお金も

けをするために自衛隊に入つたわけでもない。正に国のために日ごろ御尽力をくださつてゐる自衛官の皆様の功勞というものは、これはしっかりと国として、また国民として理解をしなければならぬと思ふんですね。

極めて特殊な職務であり、任務に就かれてゐるということで、先ほども、浅野先生のことばかり引用して申し訳ないんですが、勲章という話がありましたが、警察官であるとか防衛庁の方々は、私たちが叙勲のシーズンになると様々な資料をちようだいするんですが、危険物取扱業務という形でその叙勲をちようだいすることがあるんですが、これから海外任務であるとか国際平和協力活動に自衛官が多く参加する、または、今回のスマトラ、そしてパキスタンのように、災害の支援、救助にも自衛官が行かれる。こういったことを考えますと、国際的な平和協力への叙勲制度みたいなものもこれから考えて、きちつと、自衛官の皆様、退官された後も評価できる、また敬意を表することが出来る制度をやはり国として考えていく必要があるんだらうなという事を思つておりますが、この辺についての長官、お考えがもしございましたら。

○国務大臣(大野功統君) 我々は、国のために本心に頑張つてくれている自衛官が誇りと名譽を持つて退官後も生きていく、非常に大事なことで思つております。

そういう意味から、今先生がおつしやつた、国際平和協力活動に従事した自衛官、こういう点をもう少し考えたらどうか、十分これからもそういう点も含めて検討していきたいと思つております。

○樺葉賀津也君 是非、讃岐うどんのように粘り強く御検討いただきたいというふうな思ひです。

次に、防衛大学の、防衛医科大学について伺ひをしたいと思ふんですが、いわゆる医官ですね。この充足率の低下問題が私若干気になつておりまして、自治医科大学ですと、九年未満で退職した場合、これ、全額国に償還しなければいけないと

いう制度なんです、防衛医科大の場合は段階的にこれを通減する仕組みになっているということ、この九年未満で離職した数が三十年で倍増しているんですね。この背景というのは一体何なんですか。

○政府参考人(西山正徳君) 医官が退職するということの理由についてはですけれども、様々な理由が複合的にあるというふうに考えております。

ただ、基本的には、限られた場面では臨床経験を積むことができない。すなわち、自衛官の方、健康でございまして、現在十六ある自衛隊病院ですけれども、患者さんは少ないということがありまして、医師としての技術の維持向上に必要な症例の種類と数を経験できないというように、いわれる臨床経験が不足しているというように、不満を持って辞められるというように、な方が非常に多いわけでありまして。

様々ありますけれども、もう一点申し上げれば、十四年の四月からですけれども、臨床研修制度が始まりました。これは、若いドクターたちが地域の中核病院に集まってきたというところで、中小病院だとかそういうところで医師が足りなくなったというところで、自衛隊医官がそちらに引っ張られているという状況がありまして、委員御指摘のようなことで退職者が多くなってきたという、このように分析をしております。

○榊葉賀津也君 社会全般の医師に比べて、この防衛医科大というのはどうしても外科の先生の比重が大きくなるというふう聞いています。私、私は他方、やはり一般の医師とこの医官との違いというのは、総合臨床医としての訓練を非常に受けているということですね。幅広く医療の教育訓練を受けているということでは私は非常に注目していることだと思っております。昨年十二月の新防衛大綱にもあるように、また日ごろ大野長官が御発言されるように、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化していくという流れの中で、今までの自衛官のための医官から、正に国際

協力、国際援助のための医官に私は変わっていくというふうな思っております。この辺の今までの医官、そして今後の医官の在り方というように全体の方向性というものは防衛庁としてはどのように御認識されているんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 国際平和協力活動に自衛隊が参加していく、このことは昨年の新しい防衛大綱で大事なことだというふうに位置付けられております。

そこで、その中でも医官が国際的にどういう活動をしていくのか、あるいは活動してきたのか。これまで医官の海外での活動というのは、平成四年のカンボジアで九人ばかり医官が派遣されました。活動しました。それから十三回参っております。最近の例でいいますと、インドネシア・スマトラ島沖大規模地震等でございますが、平成十年にも中米ホンジュラスのハリケーンで活動いたしました。

今回のパキスタンについては、先方から要請がなかったわけでもございまして医療活動はいたしておりますけれども、私は、やはり天然災害時における日本の役割、特に日本の自衛隊の役割、それから紛争処理後の地域の安定のために自衛隊がいかなる役割を果たしていくのか、このニーズとこの点はますます大きくなっていくと思っております。

したがって、私が長官になりました、この点につきましては、一つは、語学教育を充実していこうじゃないかという問題が一つあります。それからもう一つは、やはり、今事務方から答弁いたしましたけれども、自衛隊の医官が誇りを持って勤務できるような環境整備をしていこうじゃないかと。こういうことで、例えば、症例を拡大するために一般開放病院を増やしていく、あるいは将官のポストを増やしていく、こういう努力を今しているわけでございます。

いずれにしましても、緊急的な国際緊急援助活動に備えまして各方面隊でそれぞれ部隊を構成しております。そして、その中には医官が合計十三人

ぐらいますので、いつでも対応して出ていく、こういう体制を更に充実していかなくないかなんじやないか。

さらに、もう一つ希望的なことを言わせていただきますと、私は、こういう国際的な平和活動という切り口で見れば、日本の自衛隊は国際的に誇るべき水準になっている。だから、日本がそういうメッセージを国際的に出して、国際的なフレームワーク、枠組みを日本の音頭で作ってもいいぐらいな気持ちでおります。やっぱり国際緊急援助活動というのは国際的な協力が必要ですから、そういうこともやはり考えていかなきゃいけないんじゃないか、このように思っております。

○榊葉賀津也君 今長官から、語学等にも力を入れていくという話がございました。どの程度、国際業務を意識して取り組んでいくというのは多分バランスがあると思うんですが、正に長官がっしゃったように、語学であるとか、今後、熱帯医学のような特殊性を持った国際協力を視野に入れた医官の教育というものは是非御検討する余地はあるのかなというのをまた提言をさせていただきますかと思っております。

時間がなくなりましたが、今回、パキスタンの地震の対応について若干お伺いしたいんですが、基本的には、自衛隊また軍隊を動かす場合は、国際法上は各国とも要請主義を取っているわけでもございまして、どのように有効な活動ができるかというの、被災害国との連携がいかにスムーズにいくかということが大事だと思っております。今回のパキスタンのケースにおいて、防衛庁、外務省ともに連携がどのようだったか、スムーズにいったのかどうか、この点について両省にお伺いしたいと思います。

○副大臣(谷川秀善君) このたびのパキスタンの地震でございますが、私が十一日に日本を立ちまして現地に行つてまいりました。十二日から現地向こうの首脳といろいろと救援についての打合せをいたしました。そのときに、九日にパキスタン政府から、在パキスタン大使館を通じて自

衛隊の派遣の要請があったと聞いております。その詰めの、ちょうど私が行きましたので、詰めることができました。

それで、首相と参謀長と私と大使とで、自衛隊に對して、どういう支援が必要なのかということ詰めたところ、ヘリコプターが是非来てほしいと、こういうことでございましたので、当初は大体ヘリコプター六機ぐらいで約二百名ぐらいの自衛隊員と、こういう話でございましたが、パキスタン政府の方が、ちよつと二百名は受入態勢が難しいということでございましたので、先遣隊二十数名含めまして百二十数名を派遣するということで防衛庁と話し合いをいたしまして、まず三機また出発をしております。合計六機ということに相なっているのではないかとこのように思っております。

○国務大臣(大野功統君) 外務省谷川副大臣の御答弁に付け加えることはございせんけれども、まず、我々はニーズを正確にいち早く把握する、これが一番でございます。そういう意味で申し上げますと、八日、十月八日に大地震が被災いたしましたけれども、そのときには明快な要請、情報はなかったような気がいたします。

今副大臣から御答弁ありましたように、九日になつてヘリコプターのニーズということが明確になつてまいりました。そこで、我々は直ちにそういう準備活動を開始した、自衛隊の方は準備活動を始めたわけですが、十日には外務省の方に、所要、このぐらいのものはできますよと、ヘリコプター三機、それから自衛官百数十名を派遣する準備がありますということを申し上げて協議に、協議というか、申し上げていたわけでございます。

それからその次が、やっぱり榊葉賀先生今おっしゃったように、相手国から自衛隊、日本に對する要請がなければ、やっぱり実力部隊ですから、これは派遣できません。こういう要請があったのはやはり十一日であると記憶いたしております。十一日であったと記憶いたしております。そこで

十二日に派遣命令を長官から出して、十三日、翌日にはヘリコプター三機、C130二機を出したわけでございます。そのときは、初日はヘリコプター二機、二回に分けて出しておりますが、そこで先ほどお話がありましたように、後にまた現地からの情報によりましてヘリ輸送のニーズが大いというところで、第二陣を出したわけでございます。

派遣するに当たりましては、この委員会でも度々お話し申し上げておりますとおり、やはり足が非常に長い、足が遅いということがありまして、現地到着までに三泊四日掛かる。これはもうどうしても自衛隊の皆さんに御苦労掛けて、何とか一日短縮してくれ、こういうことでやってまいりました。

以上でございます。

○榛葉賀津也君　ありがとうございます。

最後に提言、正に今長官、最後におっしゃった、自衛官の皆様に迷惑掛けて三日掛かって現地へ行ったという話があったんですが、一番迷惑というか、一番それによって被害を被っているのは現地の被災者だと思うんですね。

私は、やはり一刻も早く駆け付けるために、従来の五五年体制のような神学論争もあるんではないか、そろそろ現実的に、もう災害の場合は三日が勝負なんですよ。ですから、早く現地に行ける足の長い長距離輸送可能な航空機の必要という問題も、これは国内のイデオロギー議論とは別に、国際貢献、人道援助という立場からきちっと考えていく必要があるのではないかなというのを申させていただきます、私の質問を終わりたいと思います。

○澤雄二君　公明党の澤雄二でございます。

防衛庁の職員の給与に関する法律の改正案について質問をさせていただきます。

公明党は、この法律の改正案については賛成でございます。その立場を表明させていただいて、幾つか疑問な点について質問をさせていただきますと思います。

まず、浅野委員も質問をされましたけれども、地域手当の導入でございます。浅野委員も説明されておりましたけれども、これは地方の民間企業と国家公務員の給与の差、これを地方と都心の差をなくして平準化させようというのが目的でございます。簡単に言うと、国家公務員の給料が高い地方ではそれを下げる、逆に民間よりも低い都会ではそれを上げるということで、〇%というのは手当てではありませんけれども、〇%から一八%、六段階ですか、の手当てに差を付けて、それをやっていくということでございますけれども、そもそもこういう制度というのは合理的なのかという疑問が一つございます。

地方公務員ならば、例えば青森と東京の地方公務員の給与の差というのは経済力の差があるから当然だろうというふうに思いますけれども、同じ国家公務員、同じ仕事、同じ目的をしている国家公務員が働く場所によって給料が下がる、おまへの赴任地は物価が安いから給料が下がる、と言われることは、これ合理性があるのだろうかというふうについて考えます。

民間企業で、君の赴任地は物価が、生活費が安いから給料を下げるよという企業は多分一社もないと思います。むしろ、地方に行けば行くほど、都落ちの配慮かどうかよく分かりませんが、給料が上がるというのが民間企業であります。それはなぜそうするかというなら、唯一最大の理由は士気を下げないためにそうするのであります。

ですから、翻って、自衛隊で考えますと、国を守るというのは日本全国で重要な役割を持つている。それが自分の働く基地によって給料が下げられるということとを本心に納得できるのだろうか。例えば、旭川の基地で門衛立っている。すごい寒い。雪がどんどん降っている。そこで四時間立っている人と、市ヶ谷の防衛庁の前で四時間立っている人と、これは一八%の差がありますけれども、立っている兵隊、下士官の人たちは納得できるのだろうか。

これは、国を守るという重要な使命から考えた

ら大変士気にかかわる問題だというふうに考えておりますので、是非これ実施に移される場合には士気の低下が招かないような万全の体制、準備をしていただきたいなというふうに思います。

それからもう一つは、勤務評定、民間でいうと査定であります。これを俸給の昇給に導入するというところでありますけれども、私も民間企業で査定随分やってきましたけれども、民間の場合には皆さん御承知のように加點主義であります。何もしない社員というのはほとんどランクが下がっていきま。会社のために何か創造的なことをして、そしてそれがうまくいったときに評価が上がってくる。それが企業の利益を上げるためのばねになっている。

ですから、この加點主義の評価というのはすごくそれは役立っていますけれども、国家公務員というのは、皆さんの認識だと減點主義でありますから、何かして失敗すればほとんど評価が下がるから、何もしなければ評価が上がる。こういう減點主義を取り入れている組織で勤務評定、査定を導入するということは、またこれ、自衛隊にとってみたら、日本全国で同じように国を守っている人たちの士気の問題、特に今度は士官以上の方の人たちにとって影響はないだろうかというふうにすごく心配をしております。

この二点について、一々について答弁はなさらずに結構でございますので、どうか防衛庁長官の士気は下げないよという御決意、御所見を聞かせていただければと思います。

○国務大臣(大野功統君)　新しい地域手当と新しい昇給制度が士気に与える影響はどうか、士気を下げないようにやってほしいと、こういうことでございます。

今までは確かに物価をベースにして調整手当をやっております。今度はその調整手当、物価じゃなくて賃金格差で地域手当をつくっていく。言ってみれば、そういう場合に、先生御自身も御指摘なさいましたように、じゃ、東京で勤務している人、月給全体が非常に高ければいいんです

けれども、東京でやっている人も例えば地方で勤務している自衛官と比べて同じであれば、東京で自衛官を募集することが物すごく難しくなるという面もあるわけでございます。

言わば俸給というのは生活ということを考えて、ベースに考えていくというところがありまして、私はそういう意味で、これまでは調整手当として物価を全面的に反映はさせておりませんでした。ある一定率まで反映させて残りを均等に全国に配分していたと、こういう面がありますけれども、やはり今回は地域手当として、どこで勤務になっても、自衛官というのは本心にどこで勤務になるか分かりません、どこで勤務になってもやはり生活というのはきちっと支えていく、こういう思想でございます。

士気という面からは、私、別の道で士気の高揚に努めさせていただきたいと思っております。

それからもう一つは、昇給制度でございます。今まで、先生おっしゃったとおり、減點主義みたいなところがあつて、何もやらなきや出世していくという、これは変わってほしいと思っておりますけれども、今度はやはり今までのように一年たったら一号俸上がるというんじゃなくて、やはり一生懸命働いていけば頑張った者が報いが来るんだ、これはやはり士気を大いに守り立てるものじゃないか。減點主義じゃなくて、本当に頑張った者が月給が上がっていくんだということは強調させていただきます。そして、全体として士気が、一生懸命やろうという気が起きてくるような制度、これを今後とも心掛けてまいりたいと思っております。

○澤雄二君　東京で募集するのが難しければ、榛葉先生の意見とはちよつと違いますが、手当を付けて東京の給料を上げればいいのか、そのために地方の自衛隊員の給与を下げるということが士気を下げるといふふうに申し上げているので、その辺はちよつと御配慮いただきたいと思っております。それから、査定制度を導入するというところについては、今長官が言われましたように、防衛庁も

国家公務員もいよいよこれから加主主義に変わると、そういう改革をするんだという御決意だというふうに受け止めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、パキスタン地震について質問をさせていただきます。

地震から三週間たちましたけれども、いまだに死者、負傷者の数どんどん増大をしているという報告を受けております。

そこで、外務省にお伺いしますけれども、今NGO十団体ですかね、現地に入って医療救援活動をされている。最新の状況ですね、被災者の人たちの、どういうふうになっているかというのを教えてください。

○副大臣(谷川秀善君) パキスタンの大地震に関しましては、十一日から十四日、私が現地に行っていました。

それで、ちょっと報道の仕方にもよるんですけど、パキスタンの首都でございまして、そこがえらい被害が被って、それで大変なことになっていると今でも思っておられる方が相当おられると思うんです。私もそう思って参ったわけなんです。ところが、イスラマバードは震源地からざつと百五十キロぐらい離れておるわけですね。それで、倒壊した、非常に劇的に倒壊しているマンションがあるわけです。これはむしろ私は天災じゃなくて人災だと思っています。

それは、日本でいいますと不法建築じゃないかというふうに思います。地震が引き金にはなっただけで、これは十階建てのマンションでございまして、それ以後に二階積み増しているわけですね、その上に二階。それがあんパンを崩したみたいにぺちゃんこになっているわけなんです。これ一棟だけでございまして、イスラマバードで地震の被害を被っているのは、そこへ民主主義の調査団の方も私と一緒に越して参っておられて、これは大変だと思いましたが、これはむしろ建物に欠陥があったということではないかと。

そこから百ないし百五十キロの山間部が大変な被害を被っているわけだと思っていて、それで、その辺のところは私もずっとヘリコプターで、明くる日ヘリコプターですつと回って参ったんですが、大変なけが崩れが起つたり、山間へき地でございますから、非常に被害の状況が分からない。村全体がもうぺちゃんこになっているところもございまして、そういう状況でございますので、現在のところ、ざつと死者が恐らく六万人を超したんではないかと言われておりますし、負傷者も大体七万人以上ではないかと、まだこれは増えるのではないかと、こういう状況でございますので、正確な数字は把握はできませんが、まだ増えている。負傷者、死者は、掘り返してみないと分からないと思っております。負傷者もまだ相当おられるという状況ではないかなというふうに思っております。

○澤雄二君 三週間たちまして、悲惨な状況というの、まだ日ごとに新しい状況が伝わってまいります。日中は三十度ぐらいまで上がりますけれども、明け方になるとマイナス二度からマイナス四度という状況で、ろくに着るものもない、テントもない、シートもないという中で、どうやってその寒さを防いでいるのかという、もう本当に悲惨な状況だそうでございます。しかも、雨が降ってくと雨をよけるものがない。したがって、瓦れきの中で雨をよけるのでありますが、今度は余震が怖いという状況の中、被災者たちは毎日暮らしておられる。幹線道路の近くというの、割合救援物資が届くんですが、山岳地帯に住んでいる方がたくさんいらっしゃる。その方たちは、救援物資が届かないから、けがをした身でどろん山から下りてくる。下りてきたときにはもう疲れ果てて身動き取れなくて、救援物資をトラックまで取りに行くこともできない。だから、日本のNGOの方は、昼間の仕事が終わった後、夜間うずくまっている人を一人一人訪ねて救援物資を届けていらつしやる。

そういう悲惨な状況にまだなっていて、もう間もなく十一月であります。十一月になると雪が降り始めてマイナス二十度だというような事態の中で、三百三十万人被災者がいらつしやる。緊急援助含めて、どうか外務省にはこれから万全の救援態勢取っていただきたいのと、緊急支援態勢とそれから今後の本格的な復旧含めてお願いしたいというふうに思っています。

谷川副大臣にお聞きしたいのは、今大臣おっしゃいましたけれども、地震直後、真つ先に現地にいられたけれども、イスラマバードだけではなく被災の最前線まで行かれました。パキスタンでは、非常に各国に比べて高官の方が来ていたんだ、しかも時期が早かった、しかも何時間かの滞在ではなくて数日間わたつて被災地を見ていただいたということ、谷川副大臣のパキスタンに行かれたということ高く評価されているというふうに聞いております。

現地では、先ほども少し開陳をされましたけれども、何を感ぜられて、これからどうすればいいと思っていられつしやるかというのを、ちよつと率直な御意見を聞かせていただきたいと思ひます。

○副大臣(谷川秀善君) 恐らく地震が起きました。一番早くその現地に行かしていただいたのではないかと、物資は割にあるところまでは届いているんですが、ところが、山間へき地なものですから、そこから配るのが非常に大変である。そういう状況で、ヘリコプターでも配れないんです。基地まではヘリコプターで配れますけれども、そこからは結局自力で行かなきゃいかぬ。そうすると、やっぱ道を何とか早急に通れるように、例えば車両一台でも通れるようにする。

今それで一生懸命やってくれているんだろうというふうに思いますが、これは是非必要だということ、日本と違ひまして、まあ新潟ではそういうこともあったんだろうと思いますが、飛び飛びなんです。村が、だから、非常に村落と村落を結ぶ道がいかれておるという状況でございます。

いまして、物資は大体基地までは届いているんじゃないか、空港にも相当届いて、私がこつちへ帰ってくるまでには相当届いておると思うので、これをどう配る段取りをするかということ、一番大事なことは、ちよつと向こうの人たちは、大抵布を巻いたような生活をしておられるもんですから、いろんな服だとか余り役に立たないんです。だから、一番役に立つのは毛布なんですね、わつと包むという。それとテントでしようね。もう余震の心配もございまして、皆さん外に出ておられるんです。日本の救援隊、救助隊もみんな外でテントを張つてやっている、建物がいっぱい崩れるか分からぬという状況でございます。

そういう意味では、ニーズがちよつと違うなというふうに思っていますので、是非、我々もそういうニーズに合うようなテントと、まず、寒くなつてまいります。今おつしやつたように、私が行きましたときも、もう朝は非常に冷え込んでおりましたから、そういう意味ではまず一番大事なのはテントと毛布という。食料は大体何とかなっていると思ひますので、その辺だろうというふうに思ひます。二千万ドル、緊急に無償でということ、国連に八百万ドル、それでパキスタン政府に二百万ドル。当座はこれで何とかなる。無償はそういうふうにして、あとは、復旧復興につぎましては円借款でいろいろまた御相談をさせていただきたいということで帰つてまいりました。

○澤雄二君 ありがとうございます。

以上で終わります。

○緒方靖夫君 防衛庁職員給与法の改正案は、職務など関係なく、一律に給与を下げるなどの人事院勧告の手法という点で多くの問題を感じておりまして、反対であることをまず述べておきたいと思ひます。

昨日、基本合意した日米軍再編をめぐる日米協議について今日はお伺いしたいと思ひます。これまでも質問してまいりましたけれども、いづつ具体的な入つてのお答えいただけません

かった。今日は合意を経ておりますので、かみ合った話、議論ができるということを期待しております。

まず最初にお聞きしたいのは、米本土の第一軍団を再編、移転する形で座間に拠点司令部、UEXを設けるということですが、これは朝鮮半島が戦闘状態になれば米軍は世界に約二十か所置くUEXの一つである座間で指揮を執るということになるのでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) ワシントン州にありますが第一軍団、アイコーと言われておりますが、これを座間に持つていくという話が一時流れた、報道で流れたと記憶しておりますけれども、この問題は安全保障、日米安全保障条約との関連で極めて我々真剣に議論してまいりました。新しく座間の司令部というのはUEX、ユニット・オブ・エンプロイメントXと言われまして、これ言わば日本及びその周辺の安全保障のために指揮を執ると、こういう司令部でございますから、安全保障条約との関連では何ら問題がない、このことを申し上げたいと思います。

○緒方靖夫君 朝鮮半島については否定をされなかった、そういうことだと理解いたします。

それでは、自衛隊はどうなるのか。自衛隊も対テロ戦の中核部隊となる中央即応集団の司令部を座間に置くという方向ですか。

○国務大臣(大野功統君) その方向でございます。その心は、やはり日本の自衛隊とアメリカの軍隊とが共同で対処していこう、そのためには同じところでいた方がいいのだらうと、こういう問題点でございます。

○緒方靖夫君 この再編の目的として朝鮮半島、中国を視野に置いているということが言えるのでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) これ、今年の二月に行いましたワシントンでの2プラス2のときの戦略目標の問題であらうかと思えます。我々は、一般論で申しまして、この周辺の守りということでございます。個々の国々についてどうのこうのとい

うことはありません。

私は、その中で一つ申し上げたいのは、やっぱり北朝鮮というのは大変な不安定要因である。それから、中国についてもいろいろ言われますけれども、私は中国というのは脅威とは全然考えておりませんし、ただ防衛費が伸びていくというよう、急速に伸びているというような点は注目していかなくはいけません。しかし、隣国であります。仲よくしていかなくはいけません。これはもう当然のことです。

○緒方靖夫君 まず日米で大筋合意する、そしてその後、地元の自治体で説明するという、そういうことになるわけですが、私、繰り返して、やはり地元の理解を得る必要があるということをお願いしてまいりました。大臣はそのたびに、地元の御理解を十分得るために対応すると答弁されてきた。

しかし、これから、先ほどの答弁でも、結局三月までに最終報告を仕上げたいということになれば、期間は非常にわずかだということになります。地元への説明、これはいつされるのか。そして私は、これでは非常に期間が短い、大臣がおっしゃられていた地元の御理解を十分得るとい、そういうことにはならないのではないかと、懸念いたしますが、その点をお伺いいたします。

○国務大臣(大野功統君) まず、昨日、粗筋の合意、そして、念のためこういうことを言ってお恐縮ですが、やはり二十九日に初めて誕生するものでございます。それまでは公式に、正式に出てくる赤ちゃんの姿をこういうものだといふに御説明しているようなものでございます。そういう御理解はお願いしたいと思います。

それで、二十九日までは、まず合意ができる前の段階では、地元の皆様にお目に掛かるたびに様々な御意見を拝聴してきております。また、御陳情も度々いただいております。それから、昨日、大筋の内々の合意ができたわけですので、私もしかるべきところには電話をさせていただいて、こういうことになりましたということ御理解と御

協力をちょうだいしたい、第一報を非公式に始めております。

そういうことでございますので、私もやはりアメリカとの関係、それから地元との関係、この二つの仕事を持つておるものですから、地元との関係につきましても、これから誠心誠意、もう今日から始まってまいりますけれども、誠心誠意対応してまいりたい、このように思っております。

○緒方靖夫君 地元の意見は拝聴してきたとおっしゃられましたけれども、しかし説明はされていませんですね。何度説明を求めてもそれはされてこなかった、そういう経過でございます。

ここでは地元と防衛庁との間に覚書があります。私はこれについて質問いたしました。二条の、基地縮小につき最大限の努力をするとか書かれていますが、これに対してどうするかという質問に対して、大臣は覚書を踏まえながら様々な角度で検討していきたいと答弁されました。この覚書を踏まえてというのは一体どういう意味なんですか。実際どうするのでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 覚書というのは、たしか自衛隊の施設部隊は三百人を超えないと、こういう趣旨の覚書だったと思います。正確な文言ではないかもしれませんが、そういう趣旨を踏まえてやっていくということでございます。そういうふうに御理解いただきたいと思えます。

○緒方靖夫君 しかし、中央即応部隊がキャンプ座間に来る、それからまた、米軍のUEXが座間に来る、置かれることになれば、これはもう明らかに基地の強化ということになるわけで、覚書の踏まえようもないのではないかと思います。その点はいかがなんでしょうか。

○国務大臣(大野功統君) 覚書では、たしか自衛隊の施設部隊というふうに書いてあったような気がしますが、しかし、私はそのような文言でそういうやり取りはしたくありません。今度座間へ来るのは、自衛隊サイドからは司令部でございます。アメリカも若干兵を増やしてほしい、司令部要員

ですけれども。覚書は施設要員と書いてあるわけですが、私はそういうやり取りはしたくありません、施設要員だから司令部とは違うんだんというやり取りはしたくありません。

ただ、全体としてやはりこの覚書の趣旨、このことは十分に尊重してやっていこう。その中で、今後、案は、素案はできました。しかし、そのことについてこれから地元で誠心誠意お話をさせていただきたい、このように思っております。

○緒方靖夫君 この覚書は昭和四十六年に結ばれたものです。そして、これは当然厳守されなきゃいけないものだと考えます。これは当然のことです。

地元の反対が強力で、大筋合意を変えなきゃならないという、そういうことが起きた場合には、米軍には、米側にはこれを提起されるんですか。

○国務大臣(大野功統君) 仮定の問題でございます。我々は、そういうことが起こらないように誠心誠意取り組んでまいりたいと思えます。

○緒方靖夫君 しかし、現に地元の市長を始め、基地はたくさん関係する自治体がたくさんありますが、そのほとんどが多岐の問題を既に表明しております。仮定の問題では済まない大きな問題だと思えます。しかも、それを数か月の間で説明して最終合意にこぎ着けようというのは、これは非常に大きな問題だと思えます。したがって、仮定の問題というのではなくて、そういう問題をきちっとやはり想定して、そのときにはどうするかということについてお答えいただきたいと思えます。

○国務大臣(大野功統君) まず、この合意の内々、内々の合意でございますが、そのことを昨日以来、地元にお伝えさせていただいておりますけれども、この問題、やはり私は誠心誠意こちら合意の内容をお伝え申し上げて、そして地元の御理解御協力を得るべくまず努力していく、これが一番大事なことだと思っております。

○緒方靖夫君 誠心誠意とおっしゃられたいですね。そういうことだと思えます。

私はやはり、例えば座間について言えば、米陸軍が一番重視している、そういう課題だと思えます。対テロ戦争、東アジア有事で座間が日米共同の中核拠点になるという、そういう問題であり、これは日米安保条約の質的強化、さらには恒久化という、そういう方向の流れをつくっていくものだと思えます。したがって、私は、こういうやり方に対しては国民の同意は得られないと思うし、そして今の大臣のお答えというのは米軍の利益に身を置いていると、そのことを言わざるを得ない、そのことを述べて、質問を終わります。

○大田昌秀君 議題となっています防衛庁職員給与法の一部改正については、我が党は反対であります。と申しますのは、人事院勧告に基づく一般職員給与法改正において、同一価値労働、同一賃金の原則に反する懸念がある地域手当制度が導入されていることなどからであります。今回の防衛庁職員給与法改正でも、この地域手当制度が適用されることに疑問があるから、反対いたします。そこで、議題を離れまして、在日米軍基地の問題についてお伺いしたいと思います。

まず最初に、これは通告してございませんが、ごく基本的なことです。

お伺いしたいのは、今回の日米合意は、SAC Oの最終報告と、現在問題になっておりますトランスフォーメーションとどういう具合に関連しているかということについて御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(大野功統君) 一九九五年に沖縄における少女暴行事件がありまして、その後、SAC Oで沖縄の負担を減らしていくこと、こういう努力が随分なされましたし、我々も真剣に取り組んでまいりました。

その中で、特に普天間の問題でありますけれども、地元の本当に苦渋の選択で辺野古に決まったわけでございます。それが一九九九年。以来、六年、七年たちますけれども、なかなかこれが前へ向いて進んでいかない。そういうことで、プロセスは、環境問題三年、それから建設に九年半とい

うプロセスで進み始めましたが、これが前へ向いてなかなか進んでいかない、こういう問題が一つあります。しかしながら、SAC Oの目的を達成すれば、例えば全国で米軍が持っている基地の沖縄では負担が七五%というのが七〇%近くになってくる、このことは我々は忘れてはならない。

しかしながら、今回、このトランスフォーメーションという大きな機会をとらえて、もしSAC Oとこの接点があれば、やはり我々が一番大切に、地元の皆さんもそう思っていられしやる、大事に思うのは、普天間基地の早期移転でございます。早く移転する。あの普天間の基地というのは正に町の中にあるわけでございますが、これを早く移設していかなくちゃいけない、これが一番大きなテーマではないか。そして、移設先については、本当に安全とか、それから騒音とか環境とか飛行ルートの問題とか、いろんなことを総合的に考えて、できれば前へ向いて進んでいく。何年かたつて、本当にこの地区でやってみてよかつたなと思えるような案が出てくれば、そこに接点ができるだろう、こういう思いで今日までやってまいりました。

我々は、今回内々に合意いたしました大浦湾からキャンブ・シユワブ南の沿岸部を活用して造る案、これは私はやっぱり現実可能性、そして、先ほど申し上げましたようないろんな要素を勘案して作り上げた案、こういうことにアメリカも合意してくれて、このような思いでございます。

○大田昌秀君 これまでの防衛庁の説明だと、私の理解が正しければ、SAC Oとトランスフォーメーションは関係がないという趣旨の御答弁だったと思うんですが、どうも今回の合意事項を見ておきますと、SAC Oの最終報告とトランスフォーメーションがこんがらがっているような感じを受けるわけです。と申しますのは、例えば、新たに合意されたといいます滑走路の規模ですが、SAC O合意では千三百メートルの滑走路だったのが、その後、名護市の辺野古沖合で二千五百メートルを造るとやって、今回また千八百メートルで

合意したとなつていますが、なぜ千八百メートルですか。先日指摘しましたけれども、MV 22オスプレーを導入するということで千八百メートルにしているんじゃないでしょうか。

○政府参考人(大古和雄君) 今回、日米で合意した普天間代替施設につきましては、千八百メートルの飛行場の長さということを念頭に置いております。この点につきましては、米軍ヘリポートとして、ヘリコプターのほか、人員輸送の固定翼の輸送機を使うということもニーズありますんで、その関係で千八百メートル、約千八百メートルということと合意しているところでございます。

○大田昌秀君 確認させていただきます。

千八百メートルにしたというのは、MV 22オスプレーを導入するということではないわけですね。

○政府参考人(大古和雄君) 米軍としては、MV 22、いわゆるオスプレーにつきましては、一般的に将来構想というのはございますけれども、沖縄に配備されている海兵隊のヘリコプターについてオスプレーにするということが具体的に決まっていますと承知しております。

○大田昌秀君 今ちょっと意味、理解しかねて、一般的には何ですって。

○政府参考人(大古和雄君) 米軍のヘリコプターを将来的にオスプレーに変えていくという計画はあるというふうには承知をしておりますけれども、沖縄の配備されているヘリコプターについてオスプレーに変更する計画が具体的に決まっているとは承知をしております。

○大田昌秀君 長官にお伺いしたいと思います。先ほど同僚委員の質問に対して長官は、グアムへ数千人の規模で移転するという計画があるとおっしゃったわけですが、グアムへ数千人の海兵隊を移転するのであれば、現在、普天間飛行場は、前にも申し上げましたように、二千七百人の海兵隊しかないわけですね。ですから、それをそのままグアムへ移してしまえば、何も移設先を造る必要はなくて、騒ぎを起こす必要は全くないわ

けでございますけれども、前にも申し上げましたが、私自身がグアムへ行つて折衝をして、三千五百人までは引き受けたいと言っていたわけなんです。ですから、そういった意味で、何で、数千人グアムへ移すのであれば、普天間を移してしまつて、普天間の基地というのは廃止すればいいじゃないですか。

○国務大臣(大野功統君) 沖縄の海兵隊を移す問題でございます。これは司令部要員を移すわけでございます。したがって、現場の兵士、海兵隊員は原則残っていくわけでございます。そういう意味で、やはりこの問題をそういう角度から、司令部を移していくんだという考え方でとらえていただきたいと、このように思います。

○大田昌秀君 ちよつと司令部の要員が数千人になるかというのは疑問だと思いますが、次の質問に移ります。

これは非常に重要なことですので、本日の東京新聞は、政府は、キャンブ・シユワブ沿岸案に対して沖縄県知事が反対するケースも想定して、同海域の埋立て権限を都道府県知事から国に移譲させる方向で検討に入ったと報じています。

つまり、特措法を制定しようということで、先ほど同僚委員が質問しましたら、それに対して長官は、特措法の制定は考えていないとおっしゃいましたけれども、これは長官個人的なお考えですか、それとも政府のお考えですか。

○国務大臣(大野功統君) これは当然であります。私は、まず沖縄の地元の皆さんの理解、御協力を求める、まずそのために沖縄に誠心誠意お願いをするということから始めるべきであつて、頭から特措法があるべし、こんな考え方は私は取りません。この議論はまだやっておりません、政府内で。

○大田昌秀君 大変いいことをおっしゃつて、うれしく思います。

実は特措法が改定されて、これはもう沖縄にとつては致命的とも言えるほどの悪法だと思つております。それが、衆議院で九割が賛成し、参議

院で八割が賛成して通ったわけなんです。つまり、知事や土地収用委員会が持っている権限、あるいは市町村長、地主たちが持っている権限を総理が全部取り上げたみたいな法律なんです。それが更に改悪されると大変問題だと思います。

現に今朝の地元の新聞、二つ新聞ありますけれども、その地元の新聞はその問題を取り上げて、到底納得できないということを言っておりますが、それと同時に、今朝の地元の新聞は社説でもって、県外へ移転すべきだと。つまり、日本本土には国有地が一杯あるわけなんです。ですから、そういう沖縄の民有地を使つて基地を造つて、その国有地に移せばいいじゃないかというのが県外へ移すべきだという説の根拠にもなっているわけなんです。

そして、小泉首相はこれまで、沖縄の米軍負担をいかに軽減するかは私の内閣にとつて最大の課題だということを強調されました。そして、沖縄以外の都道府県はどこに基地負担を持つていくかを日本政府は考へて、その自治体に事前に相談することがあるかもしれないと、自治体がオーケーした場合にアメリカと交渉していくということを明言しておられるわけなんです。これまで本土の自治体と沖縄の基地を移住してもいいかというところで交渉されたことあります。

○国務大臣(大野功統君) お答えは差し控えます。していただきます。

ただ、我々はやはり、先ほどもお答え申し上げましたことですが、まずSACO合意、これは本当に地元にとりましては苦渋の選択、そのときとしてはもうやむを得ない、しかしながら、それしかないという選択であつたと思います。そのSACO合意があつて、SACO合意の延長線で進めていくのかどうか。しかし、これをやつていけばなかなか普天間の移設は難しくなってくる。そこに、私も覚えておりますけれども、本当に難しいことはあるが、接点が多ければ何とかな天間を移していこう、それが沖縄のために

なるのではない、沖縄全体のためになるのではない。

私は、やはりそういう意味で、大田先生から度々御質問を受けておりますけれども、なぜ沖縄なんだと、こういうこと、もう先生の頭の中にはもうなぜ沖縄なんだと、こういう意識があるのかと思ひますけれども、やはり戦争という歴史の問題もあるし、それから沖縄が持つ戦略的、地理的意味合い、これが大きい。もう繰り返しませんが、そういう点を他とやつたのかと、こういうことにつきましては、お答えを差し控えていただきます。

○大田昌秀君 終わります。

○委員長(林芳正君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林芳正君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) これより請願の審査を行います。第一五八号核兵器廃絶に関する請願外三十四件を議題といたします。

まず、専門員から説明を聴取いたします。泊専門員。

○専門員(泊秀行君) 御説明いたします。今国会中、本委員会に付託されました請願は、

お手元の資料のとおり、総計三十五件でございます。

その内容は、いずれも日本政府が核兵器廃絶国際条約の締結のため先頭に立つことを求めるものでございます。それから、第一六八号、第二二八号及び第二二八三号等は、併せまして非核三原則の法制化を求めるものでございます。

以上で御説明を終わります。

○委員長(林芳正君) 以上で説明の聴取は終わりました。これらの請願につきましては、理事会において協議の結果、保留とすることに意見が一致いたしました。以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 継続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(林芳正君) 委員派遣に関する件についてお諮りいたします。

閉会中の委員派遣につきましては、その取扱いを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(林芳正君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

十月二十六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、核兵器の廃絶に関する請願(第二〇一号)

(第二〇二号)(第二〇三号)

一、核兵器廃絶に関する請願(第二〇四号)(第二〇五号)(第二〇六号)(第二〇七号)

一、核兵器廃絶条約の締結等に関する請願(第二一八号)

一、核兵器の廃絶に関する請願(第二一九号)(第二二〇号)

一、核兵器廃絶に関する請願(第二二二号)(第二二四号)(第二二五号)(第二二六号)(第二二七号)(第二二八号)(第二二九号)(第二三〇号)

一、核兵器廃絶条約締結等に関する請願(第二三八三号)(第二八四号)(第二八五号)(第二八六号)(第二八七号)(第二八八号)(第二八九号)(第二九〇号)(第二九一号)

一、核兵器廃絶に関する請願(第三五九号)

一、核兵器の廃絶に関する請願(第三六〇号)

一、核兵器廃絶条約の締結促進に関する請願(第三六一号)

第二〇一号 平成十七年十月二十日受理

核兵器の廃絶に関する請願

請願者 札幌市手稲区富丘五条四ノ一三ノ三 佐々木恒心 外九百九十九名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第二〇二号 平成十七年十月二十日受理

核兵器の廃絶に関する請願

請願者 京都市左京区上高野古川町三五
永野昭子 外九百九十九名
紹介議員 西岡 武夫君
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第二〇三号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 佐賀県佐賀郡久保田町久保田一、
三七五 原田裕子 外九百九十九
名
紹介議員 家西 悟君
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第二〇四号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町柏原六、一一
七 下田吉照 外百六名
紹介議員 岡崎トミ子君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二〇五号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 京都市右京区太秦安井松本町五ノ
一一六 辻貞夫 外二百五十三名
紹介議員 若林 秀樹君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二〇六号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 京都市北区小山下総町一五ノ一五
高橋祐子 外三百名
紹介議員 犬塚 直史君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二〇七号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 岡山市今七ノ一ノ二二 中尾元
重 外千六十名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。
第二一八号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 東京都狛江市和泉本町二ノ一八ノ
一一三 増田善信 外九百九十九名
紹介議員 犬塚 直史君

一九四五年八月、アメリカが広島、長崎に投下
した原子爆弾は、二〇数万人をその年に殺し、半
世紀過ぎた今日でも、被爆者に原爆後障害による
病苦と不安を強いている。被爆者は、暮らして、体
心のすべてにわたって苦しんできた体験に基づき
「再び被爆者をつくるな」と、核兵器の廃絶と原
爆被害への国家補償を求めてきた。核兵器は、実
験、製造、保管のすべての過程で、核兵器保有国
の国民の中に多くの被害者をつくり出している。
一九九六年七月、国際司法裁判所は「核兵器によ
る威嚇とその使用は、戦争法及び国際人道法に
一般的に違反する」との勧告的意見を国連総会
に提出した。また、二〇〇〇年に開かれた核兵器
不拡散条約（NPT）再検討会議において、核兵
器保有国は核兵器の完全な廃棄の達成を明確に約
束する文書に合意した。核兵器の廃絶は世界の
の大きな流れになっている。明確な約束を実行さ
せるために、唯一の被爆国である日本はアメリカ
の核政策に追従することなく、アメリカの「核の
傘」から離脱し、再び被爆者をつくらぬ証とし
て、何の償いもされない死没者の補償を始め、
すべての原爆被害者に国家補償を行うことを求め
る。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、核兵器をこの地球上からなくすために、核兵
器の廃絶国際条約の締結のために、日本政府は先
頭に立つこと。
二、核兵器を作らず、持たず、持ち込ませずの非
核三原則を法制化すること。

第二一九号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

請願者 神奈川県綾瀬市綾西五ノ一五ノ五
ノ一〇一 鈴木敦子 外九百九十
九名
紹介議員 円 より子君
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第二二〇号 平成十七年十月二十日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 東京都北区中里二一九ノ七 中島
章夫 外九百九十九名
紹介議員 谷 博之君
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第二二二号 平成十七年十月二十一日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 山形市七日町五ノ一三ノ四四 森
谷啓子 外七百七名
紹介議員 千葉 景子君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二二四号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 静岡県袋井市豊沢一、四二六ノ四
細川英樹 外十九万三千二百名
紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二二五号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 高知市横浜新町五ノ五〇五 松本
由加里 外十九万三千二百名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二二六号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 東京都豊島区高松二ノ五三ノ三〇
山本洋子 外十九万三千二百名
紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。
第二二七号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 沖縄県豊見城市字高安六四六ノ四
大里美鈴 外十九万三千二百名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二二八号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 東京都三鷹市下連雀四ノ二二ノ四
ノ二 関真紀子 外十九万三千十
二名
紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二二九号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 高知市西泰泉寺四三三ノ八 橋本
奈美 外十九万三千二百名
紹介議員 小林美恵子君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二三〇号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 岩手県盛岡市東山一ノ一三ノ五〇
伊藤加奈子 外十九万三千二百名
紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二三一号 平成十七年十月二十四日受理
核兵器の廃絶に関する請願

請願者 滋賀県大津市晴嵐二ノ一ノ二〇
笠原克也 外十九万三千二百名
紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第二三二号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶に関する請願

請願者 東京都荒川区西尾久二ノ一八ノ四

戸室加寿子 外十九万三千十二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二五八号と同じである。

第二八三号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市中万町一、二九六

中野きよみ 外二千五百二名

紹介議員 井上 哲士君

広島・長崎にアメリカが投下した原子爆弾は、想像を絶する生き地獄をつくり出し、幼児、老人を含む多数の市民を殺傷した。筆舌に尽くし難い苦痛に耐えてきた被爆者は、「この苦しみを二度とだれにも味わせてはならない」と、核兵器の廃絶を世界に訴え続けてきた。そして政府に対して、再び被爆者をつくらぬ国の証として原爆被害への国家補償を強く要請してきた。しかし、この二つの願いはいまだに実現していない。六〇周年を迎え、被爆者の高齢化と病弱化が進む中で、被爆者が生きているうちに核兵器廃絶国際条約が締結され、原爆被害への国家補償が実現するよう求める。

ついで、次の事項について実現を図りたい。

一、核兵器をこの地球上からなくすために、核兵器完全禁止・廃絶条約の締結のために、日本政府は先頭に立つこと。

二、「核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず」の非核三原則を法制化すること。

第二八四号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市清水町二五〇ノ三

山本裕子 外二千五百二名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二八五号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市大津町二一ノ一八

西光一 外二千五百二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二八六号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市田村町一、一一二ノ

二 大川淳子 外二千五百二名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二八七号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市井村町八ノ三 宇田

義則 外二千五百二名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二八八号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市高須町三、一五一

三宅泉穂 外二千五百二名

紹介議員 小林美恵子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二八九号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市平成町三三ノ四 久

我千鶴 外二千五百二名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二九〇号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市平成町三〇ノ一〇

松林正人 外二千五百二名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第二九一号 平成十七年十月二十四日受理

核兵器廃絶条約締結等に関する請願

請願者 三重県松阪市飯高町富永三七九

小塚洋子 外二千五百二名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第二八三号と同じである。

第三五九号 平成十七年十月二十五日受理

核兵器廃絶に関する請願

請願者 京都市北区大宮薬師山東町五ノ三

佐々木恒明 外百七十一名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三六〇号 平成十七年十月二十五日受理

核兵器の廃絶に関する請願

請願者 茨城県土浦市乙戸町一、一一二ノ

一 野上弘 外九百九十九名

紹介議員 柳田 稔君

この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第三六一号 平成十七年十月二十五日受理

核兵器廃絶条約の締結促進に関する請願

請願者 東京都北区田端新町三ノ二二ノ四

長谷川晴美 外九百九十九名

紹介議員 山本 孝史君

アメリカによる広島・長崎への原爆投下は、地獄の惨禍をもたらした。幾一〇万の人々を殺した。辛うじて生き延びた幾一〇万人が、今もその地獄を背負って苦しんでいる。人類史上最大のこの犯罪は、いまだに国際社会において裁かれていない。そのため、核兵器保有国は増え続け、三万発を数える核兵器で人類の生存そのものが絶えず脅かされている。日本政府は、唯一の被爆国を自称しながらアメリカの原爆投下を免罪し、自らの戦争責任を棚上げして戦争被害者を放置し、原爆被害への補償さえ行おうとしない。ドイツ、フランスな

ど諸外国の例を見ても、戦争による被害はすべて国家が補償するのが世界の常識となっている。戦争によって原爆地獄の惨害を招いた我が国は、原爆被害への国家補償を行い、再び被爆者をつくらぬことを誓うべきである。核兵器は人類とは共存できない悪魔の兵器であり、二一世紀に核の脅威を持ち越してはならない。世界世論も、今や核兵器の緊急廃絶が最重要課題であることを繰り返して訴えている。

ついで、一日も早く核兵器のない平和な世界をつくるため、次の事項について実現を図られたい。

一、我が国が、世界世論の先頭に立って核兵器廃絶国際条約の締結を促進すること。

平成十七年十一月七日印刷

平成十七年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P